

日バス協業第109号
令和6年4月2日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等の改正について

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、国土交通省大臣官房公共交通政策審議官及び物流・自動車局長より、別紙のとおり改正通知がありましたので、貴バス協会傘下会員事業者にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、この度の改正等については別紙の概要資料をご確認ください。

(お問い合わせ先)
公益社団法人日本バス協会
業務部 松浦
TEL : 03-3216-4014